

伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内に公的介護施設等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項に規定する公的介護施設等をいう。以下同じ。）を整備する事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（平成27年7月28日施行。以下「県交付要綱」という。）及び伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第2条 補助対象事業者は、社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者で、市税等を完納しているものとする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づくものであって、県交付要綱第2条第1号に規定する事業のうち、県交付要綱の適用を受けて、本市が神奈川県から補助金の交付を受けるものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象とする経費は、県交付要綱別表3補助対象経費の欄のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、県交付要綱第3条に基づき算定した額とし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、県交付要綱に基づき本市が交付を受けた額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付申請書（第1号様式）、伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金所要額調書（第2号様式）及び事業計画書（第3号様式）に県交付要綱第14条の規定による実施要領（以下「県実施要領」という。）に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税

額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）又は不交付を決定したときは、伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請した事業者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第6号に規定するその他市長が必要と認めることは、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約の方法は、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した財産で価格が300,000円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (4) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (7) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(変更の承認等)

第9条 規則第7条第1項第1号若しくは第2号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合又は第3号の規定に基づき報告する場合は、伊勢原市地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金変更交付決定事業変更(中止・廃止)申請(報告)書(第6号様式)に關係資料を添付して市長に提出しなければならない。

(変更決定の通知)

第10条 市長は前条の規定による申請又は報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるものについては、伊勢原市地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認決定通知(指示)書(第7号様式)により通知を行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第12条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金実績報告書(第8号様式)、伊勢原市地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金精算額調書(第9号様式)及び事業実績報告書(第10号様式)に、県実施要領に定める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付請求書(第11号様式)に補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第12条第1項又は第2項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、伊勢原市地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費に係る消

費税仕入控除税額報告書（第12号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行う場合は、その課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による報告後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 規則第20条ただし書の規定による市長の定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間とする。

（補助金の返還等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(4) 補助対象事業を中止したとき。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年12月21日告示第145号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（伊勢原市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付要綱の廃止）

2 伊勢原市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付要綱（平成22年伊勢原市告示第119号）は、廃止する。

附 則（令和3年10月4日告示第239号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所 _____

名 称

代表者名 _____

伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助 年度	年度	補助金の名称	伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分） 事業費補助金
補助事業の名称			
交付申請額	金	円	

<添付資料>

- 役員等氏名一覧表（第1号様式付表）
- 伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金所要額調書（第2号様式）
- 事業計画書（第3号様式）

第1号様式付表

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団 体 名

代 表 者



注（1） 補助事業者が個人の場合、申請者について記載

（2） 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載

（3） 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

第2号様式（第6条関係）

年度伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金所要額調書

補助事業名

（単位：円）

補助事業名	区 分	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	補助 基準額 G	補助 所要額 H	既交付 決定額 I	差引 補助金所要額 (H - I) J

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
 2 G欄にはF欄の額を記載すること。
 3 H欄にはG欄の額に補助率を乗じて得た額を記載すること。
 4 G欄、H欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

年度伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付決定
通知書

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

1	補助事業の名称	
2	補助金の交付決定額	
3	補助金の交付条件	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

年度伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金不交付決定
通知書

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金については、次の理由により不交付とすることに決定しましたので、伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金要綱交付要綱第7条の規定により通知します。

不交付の理由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

第6号様式（第9条関係）

年度伊勢原市地域介護医療総合確保基金（介護分）事業費補助金
交付決定事業変更（中止・廃止）申請（報告）書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

次のとおり伊勢原市地域介護医療総合確保基金（介護分）事業費補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について、関係書類を添えて申請（報告）します。

1	補助事業の名称	
2	変 更 内 容	
3	変 更 理 由	
特記事項		

年度伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金
交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知（指示）書

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）承認申請（報告）書の内容を審査しました結果、次のとおり決定しましたので通知（指示）します。

1	補助事業の名称	
2	変更前の補助金の交付決定額	円
	変更後の補助金の交付決定額	円
3	変更前の補助金交付予定時期	年 月 日
	変更後の補助金交付予定時期	年 月 日
4	変更後の補助金の交付条件	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

第8号様式（第12条関係）

年度伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

名 称

代表者名

年度伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）補助金に係る実績を次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名
- 2 補助金精算額調書（第9号様式）
- 3 事業実績報告書（第10号様式）
- 4 添付書類

- 補助対象事業に係る契約書等の写し
- 補助対象事業に係る領収書の写し又は人件費の支出が確認できる書類
- 購入した機器及び器具等の写真
- その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第12条関係）

年度伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金精算額調書

補助事業名

（単位：円）

補助事業名	区 分	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	補助 基準額 G	補助 所要額 H	既交付 決定額 I	差引 補助金所要額 (H - I) J

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
 2 G欄にはF欄の額を記載すること。
 3 H欄にはG欄の額に補助率を乗じて得た額を記載すること。
 4 G欄、H欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

事業実績報告書

（補助事業者名： ）

補助事業名 （区分）	
具体的な事業内容	
事業の着手日	
事業の完了日	

第11号様式（第13条関係）

年度伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

請求者 住 所

名 称

代表者名

印

年 月 日付け交付決定のありました伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 補助事業の名称

2 補 助 金 名 伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金

3 請 求 額 金 円

振込先金融機関名及び支店名	預金種別	口座番号	口座名義人 (フリガナも記入すること)

4 添付書類

- 当該補助金の交付決定通知書の写し
- 当該補助金の変更交付決定通知書の写し

第12号様式（第14条関係）

年度伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費に係る
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者	住 所
	名 称
	代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 円
- 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無
- （2で「無」を選択の場合は以下不要）
- 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税
- （3で「簡易課税」を選択した場合は以下不要）
- 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円

7 添付書類

- 3で一般課税に該当する場合、当該補助金に係る「消費税仕入控除税額の積算内訳」
- 3で一般課税に該当する場合、税務署に提出した際の「消費税の確定申告書（控）の表紙」及び「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- その他参考となる資料